平成２５年（フ）第２４１２号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番36号　クルーズハウス東札幌２号
債務者　柿原　希美
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１５号
北海道千歳市富士４丁目３番４号　光生ハイツＥ101号
債務者　奈良千代子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４２４号
北海道石狩市花川南７条３丁目194番地
債務者　大橋　清子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３０号
札幌市北区北25条西16丁目６番６―101号
債務者　齊藤　裕司
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９号
山形県酒田市亀ケ崎４丁目３番36号
債務者　佐藤　藤美
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第５７４号
神奈川県小田原市酒匂１丁目５番48号
債務者　添田あやみ
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０８号
神奈川県厚木市岡田４丁目６番25号、旧住所神奈川県厚木市宮の里３丁目６番３号
債務者　髙橋　幸恵
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１９号
相模原市中央区清新８丁目６番７号　ベルス清新106号
債務者　田中　義浩
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４２２号
相模原市中央区清新５丁目17番７号　サーパス南橋本206
債務者　保原　豊子（旧姓吉垣）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４３０号
相模原市緑区原宿南２丁目21番地１　エクレールＡ101号
債務者　守屋　孝志
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４４１号
相模原市中央区中央３丁目11番14号401号室（前住所）
債務者　赤塚　信子（旧姓亀山）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５６号
岐阜県瑞浪市寺河戸町908番地の３　コーポ元町102号
債務者　坂口　智昭
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１６４号
岐阜県多治見市太平町２丁目８番地　グリーンハイツ多治見203
債務者　大木　国博
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１６５号
岐阜県多治見市滝呂町９丁目60番地　花の木109
債務者　小林　麻美
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３９６号
静岡県御殿場市北久原282番地の18　ヴィラＳ＆Ｔ105
債務者　原田　幸治
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
熊本県菊池市旭志麓512番地、前住所熊本県菊池市旭志麓161番地１
債務者　太田黒　賢
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時15分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１９５８号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目12番10号　コーポ細野201
債務者　谷野　芳和（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部